

政令第 号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

二十九 六・七・八・九・十・十一―ヘキサクロロ―一・五・五a・六・九・九a―ヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・三―ベンゾジオキサチエピン[〓]三―オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）

三十 ヘキサブromoシクロドデカン

第七条の表に次のように加える。

十四 ヘキサブromoシク

一 消炎性能を与えるための処理をした生地

ロドデカン

二 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤

三 発泡ポリスチレンビーズ

四 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン

附 則

この政令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

理由

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質としてエンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンを指定する等の必要があるからである。